

国際エネルギースタートプログラム制度運用細則別表第2-3の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第2-3 国際エネルギースタートプログラムの対象製品の測定方法（画像機器）</p> <p>参加事業者は、届け出する製品について以下の測定方法に従って試験を実施し、別表第1-3の要件に準拠していることを確認すること。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3. 試験前における被試験機器の設定</p> <p>（1）一般設定</p> <p>A)～E) （略）</p> <p>F) 修理又は保守モード（業務用プリンター又は業務用複合機） （削る）</p> <p>1) <u>修理又は保守モードは初期状態であること。その際、自動調整等に消費されるエネルギーが測定方法の工程（例えばプロダクションプリント）の間に捕捉された場合は、除外しないで、そのまま測定結果に含める。</u></p> <p>2) 手動介入は如何なるものも、試験方法の再現性を確保するために排除すること。</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>4～10 （略）</p>	<p>別表第2-3 国際エネルギースタートプログラムの対象製品の測定方法（画像機器）</p> <p>参加事業者は、届け出する製品について以下の測定方法に従って試験を実施し、別表第1-3の要件に準拠していることを確認すること。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3. 試験前における被試験機器の設定</p> <p>（1）一般設定</p> <p>A)～E) （略）</p> <p>F) 修理又は保守モード（業務用プリンター又は業務用複合機） <u>業務用プリンター又は業務用複合機の被試験機器は、試験の間、カラーキヤリブレーションを含め修理又は保守モードは初期状態であること。</u></p> <p>1) <u>業務用画像機器業務用プリンター又は業務用複合機の測定手順においては、自動調整等が初期設定に組み込まれている場合には初期設定で測定することができる。その際、自動調整等に消費されるエネルギーが測定方法の工程（例えばプロダクションプリント）の間に捕捉された場合は、測定し除外すること。</u></p> <p>2) 手動介入は如何なるものも、試験方法の再現性を確保するために排除すること。</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>4～10 （略）</p>